

様式第A（第4条第1項関係）

平成 年 月 日

千葉県知事 様

（設置者）

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗出店（変更）計画書

次のとおり大規模小売店舗の新設（変更）について計画がありますので、計画書を提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 出店（変更）計画の趣旨
- 3 担当者連絡先
- 4 敷地の概要
- 5 他法令関係
- 6 関係機関との協議等の状況
- 7 新設（変更）届出書（案）【計画書添付用】
- 8 参考資料

様式第B（第9条第1項関係）

軽微変更協議書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

平成 年 月 日付けをもって変更計画書を提出した下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当すると考えられますので、千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱第9条第1項の規定により協議します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更事項
- 3 上記2の変更が大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更該当する理由

様式第C（第9条第2項関係）

経 支 第 号
平成 年 月 日

軽微変更（承認・不承認）通知書

届 出 者 様

千葉県知事

平成 年 月 日付けで協議のあった下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法第6条第4項ただし書に規定する軽微な変更と認める（認めない）ので通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更事項
- （3 軽微変更と認めない理由）

様式第D（第10条第5項関係）

説明会開催計画書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

（大規模小売店舗名）に係る出店計画（変更計画）について、下記のとおり説明会を開催することとしたので報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 開催計画

開催予定回数		回
説明すべき地域の範囲		
周知方法・周知期間		
第一回	開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
第二回	開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	
第三回	開催日時	平成 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
	開催場所	

様式第E（第10条第6項関係）

説明会実施状況報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

（大規模小売店舗名）に係る出店計画（変更計画）について、説明会を実施しましたので別紙のとおり報告します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

（別紙）

開催日時	
開催場所	
周知方法・周知期間	
出席者 ① 開催者（氏名・職名） ② 地元住民等 （出席者の人数） （団体出席の場合はその名称、人数）	
議事の概要	
質疑応答の内容	
その他	

様式第F（第11条第1項関係）

掲示による説明実施協議書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

平成 年 月 日付けをもって変更計画書を提出した下記の大規模小売店舗に係る変更については、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規定により説明会の開催に代えて掲示により説明を行いたいので、千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第1項の規定により協議します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更事項
- 3 説明会を開催する必要がある変更とする理由
- 4 掲示場所

様式第G（第11条第2項関係）

経 支 第 号
平成 年 月 日

掲示による説明（承認・不承認）通知書

届 出 者 様

千葉県知事

平成 年 月 日付けで協議のあった下記の大規模小売店舗に係る変更については、同法施行規則第11条第2項の規定により説明会の開催に代えて掲示により説明を行うことができる変更と認める（認めない）ので通知します。

なお、説明会に代わる周知方法として、平成 年 月 日まで当該店舗の立地する敷地内の掲示板又は当該店舗内の見やすい場所に届出書及び添付書類の内容の要旨を掲示してください。

おって、掲示の状況を平成 年 月 日までに報告してください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更事項
- (3 説明会の開催不要と認めない理由)

様式第H(第13条第1項関係)

説明会不開催事由等報告書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

（大規模小売店舗名）に係る出店計画（変更計画）について、説明会を開催することができなかつたので下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催できなかつた事由

開催予定日	
開催場所	
開催日時等の周知方法・期間	
説明会を開催できなかつた事由	
届出等の内容を周知させるための方法	
その他	

様式第 I（第 14 条第 1 項関係）

（おもて面）

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名（団体にあつては名称及び代表者の氏名）
住所（〒）（団体にあつては所在地）
電話番号

大規模小売店立地法第 8 条第 2 項の規定により、意見書を提出します。
なお、うら面については、同法第 8 条第 3 項の規定により縦覧されることを了承します。

〔記入上の注意〕

- 1 ご意見は、大規模小売店舗を設置する者が「その周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項（交通、騒音、廃棄物等）」についてお書きください。
- 2 大規模小売店舗立地法第 8 条第 3 項の規定により、うら面の意見欄の概要を公告（千葉県報へ掲載）するとともに、公告した内容を千葉県ホームページ掲載します。
なお、うら面の意見の理由欄については、意見欄のみでは内容が不明瞭な場合に、その一部を公告することがあります。
- 3 また、同法第 8 条第 3 項の規定により、うら面全体を一ヶ月間縦覧（千葉県庁等において一般の人が自由に見られる状態に置くこと）に供します。
- 4 このおもて面に氏名（名称及び代表者名）及び住所（所在地）の記載がないものは、無効として取り扱います。
- 5 ご意見が、公序良俗に反する場合、他人の権利を侵害する場合など違法であると認められる場合には、公告及び縦覧には供しません。
- 6 ご意見は持参、郵送又はファクシミリにより下記あて提出してください。

《提出先》 260-8667 千葉県千葉市中央区市場町 1-1
千葉県商工労働部経営支援課
TEL 043-223-2932
FAX 043-227-4757

意見書

大規模小売店舗の名称	
意見	
意見の理由	

（注）この面（うら面）が全て縦覧に供されます。提出者の氏名（名称及び代表者名）及び住所（所在地）も縦覧に付されて差し支えない場合は、下欄にご記入ください。

提出者の氏名 （団体にあつては名称 及び代表者の氏名）	
提出者の住所 （団体にあつては所在地）	

様式第 I の 2（第 14 条の 2 関係）

経 支 第 号
平成 年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る市町村等意見通知書

届 出 者 様

千葉県商工労働部経営支援課長

平成 年 月 日付け経支第 号で收受した大規模小売店舗立地法（附則）第 5（6）条第 1（2）項の規定による届出については、同法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により〇〇市町村等から別添のとおり、意見が提出されましたので通知します。

なお、本意見に基づく対応について検討の上、別紙様式により、対応策について報告願います。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告期限

様式第 I の 3（第 1 4 条の 2 関係）

平成 年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る市町村等意見対応報告書

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

平成 年 月 日付け経支第 号で通知のあった市町村等意見に対する対応
について、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 対応策等

意見の内容	対応策等	備考

注 適宜、図面、参考資料を添付してください。

様式第 J（第 1 5 条第 1 項関係）

経 支 第 号
平成 年 月 日

大規模小売店舗の届出に係る千葉県意見書

届 出 者 様

千葉県知事

平成 年 月 日付け経支第 号で収受した大規模小売店舗立地法（附則）第5（6）条第1（2）項の規定による届出については、同法第8条第4項の規定により下記のとおり意見を述べます。

なお、本意見に基づく対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は届出事項を変更しない旨の通知を行ってください。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意 見
- 3 意見の理由

様式第K（第15条第1項関係）

経 支 第 号
平成 年 月 日

届 出 者 様

千葉県知事

大規模小売店舗の届出に係る意見について

平成 年 月 日付け経支第 号で收受した大規模小売店舗立地法（附則）
第5（6）条第1（2）項の規定による届出については、意見を有しないので、同法第
8条第4項の規定により通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

様式第L（第16条第1項関係）

添付書類の変更通知書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法（附則）第 条第 項の規定により、平成 年 月 日付けで届出をした事項については、千葉県の意見に基づき、下記のとおり添付書類を変更するので、同法第8条第7項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
（変更前）
（変更後）
- 2 変更する理由

様式第Lの2（第16条第2項関係）

届出事項を変更しない通知書

平成 年 月 日

千葉県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法（附則）第 条第 項の規定により平成 年 月 日付け
で届出をした事項については、千葉県の意見に基づく変更はしないので同法第8条第7
項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由

。

様式第M(第17条関係)

経 支 第 号
平成 年 月 日

勸 告 書

様

千葉県知事

平成 年 月 日付け経支第 号で收受した大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定による届出（通知）については、本県が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出（通知）に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第9条第1項の規定により下記のとおり勸告します。

なお、正当な理由がなくこの勸告に従わなかったときは、同条第7項の規定により、その旨を公表することがあります。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勸 告
- 3 勸告の理由

様式第N（第17条関係）

経 支 第 号
平成 年 月 日

勧告しない通知書

様

千葉県知事

平成 年 月 日付け経支第 号で收受した大規模小売店舗立地法第8条第7項の規定による届出（通知）については、勧告を行わないこととしたので通知します。

記

大規模小売店舗の名称及び所在地

§ 5 商業者の地域貢献に関するガイドライン（千葉県版）

1 策定の背景

県内企業の大多数を占める中小企業は、本県経済の成長を支える存在として、また、地域社会の担い手として、県民生活の向上に大きく寄与してきました。

しかし、近年、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しています。

規制緩和による国内外の企業間競争が激化しつつある中、急速な少子高齢化の進展と人口減少社会の到来は、消費の減少を招き、中小企業の事業活動を一層厳しいものとし、地域活力の低下が懸念される状況が生まれています。

こうした中、地域商業の現状は、既存大型店の撤退・閉鎖や経営不振・後継者難による空き店舗の増加、郊外部への大型店の出店等から、消費者の商店街離れが進み、地方の中心的な都市でさえ、中心市街地から活気が失われつつあります。

2 策定の趣旨

平成 18 年 12 月に策定した「ちば中小企業元気戦略」では、中小企業の活性化を図るためには、「個々の企業による経営努力に加え、人口減少社会の下での地域の市場の動向を踏まえた、より抜本的な地域需要創出に向けた対応が必要」であるとし、中小企業の事業展開の基盤となる地域の活性化と中小企業の活性化の相乗効果を生み出していくことを基本理念として掲げました。

極めて地域に密着した産業である小売商業においては、中小企業者で構成される商店街はもとより、大企業者である大型店にとっても、事業活動を展開する上で、地域の経済活力の向上は必要不可欠の条件となります。

商店街は、買い物場であるだけでなく、まちの賑わいと交流の場でもあり、地域コミュニティの顔として重要な役割を果たしてきました。

一方、大型店も、地域の買い物場として重要な位置を占めるとともに、従業員(パートタイマー等)の多くを地域から雇用するなど、商店街と同様に地域において欠くことのできない存在となっています。

県では、地域商業者と大型店がどのように地域と関わり、どのような貢献が求められているのか、共に地域の活性化に取り組み、共に繁栄していくためにはどうしたらいいかについて、9 地区で地域意見交換会を行ってきました。意見交換会には、商店街、大型店等の商業者だけでなく、地域の住民、NPO、大学、市町村、商工会・商工会議所など様々な立場の皆様にご出席いただき、それぞれの立場から貴重な御意見を伺うことができました。

この意見交換を通じて皆様からいただいた御意見を踏まえながら、ガイドラインとして取りまとめました。このガイドラインは、同じ地域で事業を展開する大型店、地域商業者が、協働して地域に貢献するための環境づくりを推進しようとするものです。

3 まちづくりにおける現状認識と地域貢献のあり方

(1) まちづくりにおける現状認識

「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(平成 19 年 2 月 1 日経済産業省告示第 16 号)の前文では、「大型店の社会的責任の一環として、大型店がまちづくりに自ら積極的に対応すべき」ことや、「関係業界団体において、まちづくりへの貢献に関する自主ガイドラインの策定に取り組んできたところであるが、個々の事業者においても自主的な取組を積極的に行うことが強く期待される」こと、さらには、「大型店だけでなく、法運用主体、立地市町村、地域の住民等その他の関係者が連携し、それぞれの立場から積極的に貢献を行い、まちづくりのための多面的、総合的、継続的な取組が推進されることを強く期待する」ことが明記されています。

千葉県が平成14年3月に公表した「千葉県中小小売商業活性化ビジョン」においては、都市の郊外部への拡散と中心市街地の空洞化の進行という現状を踏まえ、今後の中小小売商業の活性化は、商業者の自立的・自主的な取組と同時に、地域住民(住民・NPO・ボランティア等)、行政と連携したまちづくり、地域づくりとして、三位一体となって取り組んでいく必要があることを提示しました。

(2) 地域貢献のあり方

もとより地域貢献は、商業者の自主的な取組として期待されるものであり、県として対応を強制するものではありません。また、地域貢献のあり方については、地域の環境・立地条件や、商業者の業種、業態、事業規模によって、様々です。

本ガイドラインは、地域が期待する様々な貢献項目を事例として提示しますが、これは、商業者には自ら取り組めるものから始めてもらうよう、協力を要請する趣旨で行うものです。

以下に記載する役割や諸手続も、県として期待する内容を提示するものであり、商業者の自主的な取組として行われるべきものであることは言うまでもありません。

【意見】地域貢献は法律で強制するのではなく、商業者が参加するような空気を地域で作っていくことが大事。

【意見】地域貢献、社会貢献は自主的、主体的に行うもので、他人から言われて行うものではない。

注【意見】は地域意見交換会において参加者から出された御意見です。以下同様。

4 関係者に期待される役割

(1) 中小企業者の役割 (地域商業者、商店街)

「千葉県中小企業の振興に関する条例(以下「条例」という。)」第5条(中小企業者等の努力)第3項で、「中小企業者及び共同化のための組織は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するように努める」旨規定しています。

地域商業者は、商業者であるだけでなく、自治会の役員であったり、消防団員であったりするなど多様な役割を兼ねており、商店街が存在することにより地域に貢献してきたともいえますが、今後自ら事業基盤である地域の活性化に向けた貢献が期待されます。

住民にとって商店街は、地域の財産です。商業者が事業を継続できなくなった場合は、商店街組織等と連携しながら空き店舗の解消に積極的に努めるなど、有効活用を図ることが望まれます。

【意見】大型店に頼るだけではダメ、地域の商店も自立しないといけない。

【意見】商店街は、地域に存在し続けることが、地域貢献の第一歩である。

(2) 大企業者の役割 (大型店、チェーン店)

条例第7条(大企業者の役割)で、「大企業者は、基本理念にのっとり、地域づくりに取り組むことにより、地域の活性化に資するように努める」旨規定しています。

大企業者は、中小企業と比較して、企業数こそ少ないものの、多くの従業員を雇用し、事業活動の範囲も広域にわたり、地域社会や中小企業に対し大きな影響力を有しています。大型店等の大企業者は、その充実した組織体制等を背景に、既に多方面で地域貢献に取り組んでいるところですが、企業の社会的責任として、さらに積極的な貢献が期待されているところです。

(3) 大型店と地域商業者・商店街との協働

地域密着型産業である小売商業においては、事業規模の大小を問わず、事業を展開する上で、店舗の立地する地域の活力が低下することは大きなマイナスであり、地域の活性化が、事業活動の活性化につながるという点では、中小小売商業者も大型店等の大企業者も同等の立場に

あります。

したがって、商店街や大型店がそれぞれに、又は協働して、地域と関わりその活性化に貢献することは、当該地域内での商業上の競争関係とも十分に両立しうるものと考えます。

県内でも、首都圏のターミナル駅周辺地域において、大型店と商店街、市町村を構成員とする協議組織が結成され、協働して活性化に取り組む動きが出てきています。

県では、平成 17 年度に、こうした大型店と商店街が同一地域に混在する中心市街地での取組例を「共棲モデル研究会報告書」として取りまとめたところであり、本ガイドラインでも、大型店と商店街が共同事業の実施を通じて、地域の活性化に共に取り組むことを期待しているところです。

一方、距離の離れた郊外店と中心市街地の商店街との間においては、協働して事業に取り組む条件が整いにくいものと思われませんが、協働の第一歩として、7 で提案する「協議の場」に郊外店も参加することのほか、地域情報ホームページの活用や中心市街地と郊外部の回遊性を高めるような取組など工夫次第で様々な取組が可能であると考えます。

商店会・商工会・商工会議所等の地域経済団体への個店(大型店、中小店)の加入は、連携・協働の重要なきっかけになりますが、それ自体で完結するものではありません。地域の活性化のためにも大型店と地域商業者が連携・協働して地域の活性化に取り組むことが重要であると考えます。

《コラム 大型店の商店会への加入》

大型店の商店会等への加入問題について、チェーンストア協会が公表したガイドラインでは、加入の判断の視点として、商店街の多くの事業者が一体となって「まちづくり」や「商店街活性化」等の活動について取り組んでいること、活動内容や効果等の情報の透明化が図られていること、会費基準等が店舗の規模のみに拠ることなく適正な水準にあることなどが示されています。

千葉県が平成 17 年度「大型店と商店街が共棲を目指すモデル事業報告書」を取りまとめた際に、大型店関係者から、「商店会の会費は交際費的な支出で、高額の会費は出しにくい。むしろ販売に係る事業費として扱える経費であれば、店長にかなり広い権限がある。」との話がありました。

(4) 市町村・支援機関の役割

地域づくり、まちづくりは、一部の大企業や団体のみが努力するものではなく、地域住民を含む様々なステークホルダー(利害関係者)がそれぞれの立場から参画し、地域ぐるみで主体的に取り組むことが望まれます。

様々な関係者が参画した「協議の場」づくりなど、地域活性化に向けた取組を調整する役割は、市町村や商工会・商工会議所等の支援機関に期待されているところです。

また、支援機関には、地域商業者と大型店との協働の取組の橋渡し役としての役割や、個々の商店街の地域貢献に関する取組を地域ぐるみの取組に発展させ、地域に向かって情報発信をしていく役割が求められています。

【意見】地域の活性化には調整役・コーディネーターの存在が重要

(5) 地域住民・団体の理解と協力

地域住民や地域で活動しているNPO、自治会その他の団体の関係者が、商業者や市町村等による「協議の場」に参加したり、商業者との協働の取組を積極的に進めることが、地域の活性化やまちづくりにつながります。

地域ぐるみの活動を盛り上げていくためには、地域住民や地域団体の皆様の理解と協力が欠かせません。

NPOは、地域の課題解決に向けて、多くの分野にわたって柔軟な活動を展開しており、これらNPOと企業が適切に役割分担しながら連携・協働して地域の課題解決に取り組むことが重要となってきています。

【意見】商業者と地域住民の意識にずれがある。住民の方もイベント実施の際などには地域の商業者に貢献して欲しい。

5 商業者の地域貢献とガイドラインで求める手続

商業者による地域貢献の取組は、事業規模の大小にかかわらず、これまでも自発的に行われてきたところですが、その実績ほどには地域の住民や関係者に知られていません。そこで、商業者の取組を地域に知ってもらい、地域との協働を一層促進するため、「地域貢献計画書」(以下「計画書」と言う。)または「取組実績報告書」(以下、「報告書」と言う。)を作成し、公表する仕組みを作っていきたいと考えます。

さらには、地域の関係者が一堂に会した「協議の場」で、この報告書等について意見交換を行うことにより、地域での連携・協働を促進することを期待しています。

計画書又は報告書の作成については、本来、自主的に行われるべきものであり、また、事業規模の大小にかかわらず取り組んでいただくことが理想ですが、規模の小さい事業者にとっては負担であることも事実です。そこで、全ての商業者の自発的な取組を呼びかけつつも、一定規模以上の大型店(以下「特定大型店」という。)には、企業の社会的責任として、また「地域貢献ガイドライン」の趣旨を普及していく上からも、計画書又は報告書の作成・提出を特にお願いすることとしました。

計画書又は報告書の提出

特定大型店

特定大型店の設置者は、実際に事業を行う小売業者(テナント)と協議の上、又は共同して、計画書又は報告書を提出してください。

特定大型店とは、店舗面積1万㎡超の大規模小売店舗(増床により店舗面積1万㎡超となる変更を行う場合を含む)を言い、設置者は大規模小売店舗立地法(以下「立地法」という。)の届出者である設置者を言います。

なお、新設店の場合は、取組実績がないため、計画書を提出いただくこととなります。

特定大型店以外

特定大型店以外の大型店(店舗面積1万㎡以下の大規模小売店舗、以下同じ)については、設置者が小売業者と協議の上、計画書又は報告書を提出することを特定大型店に準じ、積極的に検討してください。店舗面積1万㎡以下の店舗であっても、立地する地域によっては極めて大きな影響を与える存在となることがあります。

また、県内に複数店舗を出店している大型店やコンビニエンスストア等のチェーン店については、企業単位で、一括して計画書又は報告書を提出することについて積極的に検討してください。

商店街については、商店街組織として、計画書又は報告書の提出について積極的に対応することを検討してください。

なお、商店街については、商店街単独では対応が難しい面があると思われるので、商工会、商工会議所等の支援機関が、地域内の商店街の取組について商店街と協議しながら、計画書又は報

告書として取りまとめ、情報発信することも協働の取組の促進には有効であると思います。

○提出時期:

新設特定大型店

立地法に基づく届出に先立って、千葉県大規模小売店舗立地法運用要綱により出店計画書を提出していただいておりますが、この出店計画書の提出時から開店後概ね6ヶ月以内の間に、計画書を提出してください。

なお、現在でも出店計画書には地域協力に係る項目を設け、設置者、小売業者(テナント)が協力して記載していただいておりますが、できるだけ出店計画書の提出に併せて計画書を提出してください。

既存特定大型店

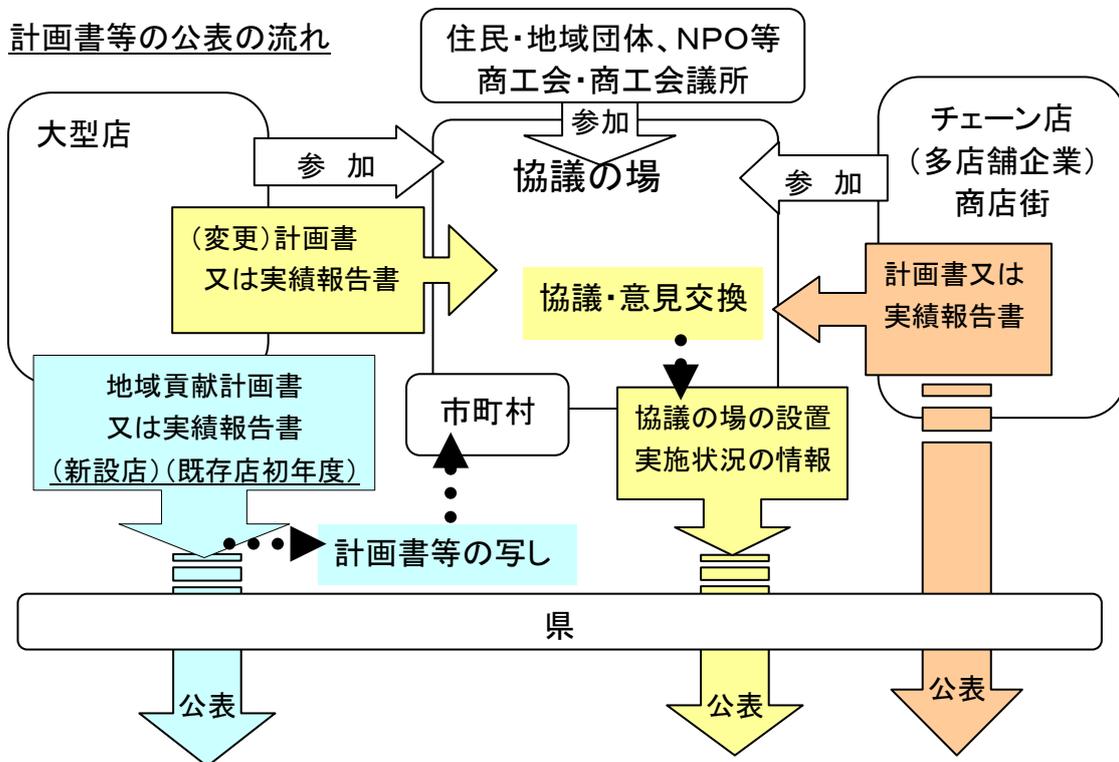
本ガイドライン施行後、概ね6ヶ月以内に計画書又は報告書を提出してください。

特定大型店以外

特に時期は定めませんが、自分たちが実施している地域貢献等の取組を地域に紹介する良い機会として、積極的に計画書又は報告書を提出することを検討してください。

○計画書又は報告書の作成に当たって

- ・ 特定大型店の設置者は、実際に地域貢献に取り組むこととなる小売業者(テナント)の方とよく相談の上、計画書又は報告書を作成してください。
- ・ 計画書又は報告書は、できるだけ地域の住民、商業者、各種団体等の意見・要望を踏まえて作成してください。
- ・ 出店地域に、地域の関係者による「協議の場」が設置されている場合は、この協議組織との意見交換を踏まえて作成することも検討してください。
- ・ 特定大型店以外についても、できるだけ「協議の場」への参加等により地域の意見を踏まえて対応してください。



- 計画書又は報告書の提出先 : 千葉県商工労働部経営支援課
 - ・ 計画書又は報告書の提出部数は、1 部とします。また、書類による提出に代えて電子データを提出することもできます。
 - ・ 提出された計画書又は報告書については、県のホームページ等で公表していきます。
 - ・ 併せて、当該店舗の立地する市町村に計画書等の写し又は電子データを提供します。

- 計画書又は報告書の記載事項
 - ・ 大型店の場合： 設置者名、大規模小売店舗の名称、所在地、店舗面積、小売業者、地域貢献担当窓口（連絡先）、地域貢献活動の概要（基本方針、取組項目、活動内容等）
 - ・ 企業単位で計画書等を提出する場合： 企業名、本店所在地、店舗一覧、地域貢献担当窓口、地域貢献活動の概要
 - ・ 商店街等が提出する場合： 組織名、所在地、地域貢献担当窓口（連絡先）、地域貢献活動の概要
 - ・ 計画書又は報告書については、特に様式は定めませんが、取組項目の記載に当たっては、「6 商業者に求める具体的な地域貢献策」の別紙一覧表を参考にしてください。

- 計画書又は報告書の変更等
 - ・ ガイドライン策定後、県に計画書又は報告書を提出いただいた後に、テナントの変更や地域貢献項目の追加などにより、「計画書」を変更する場合や、新たに「計画書」又は「報告書」を作成した場合は、地域に設置される「協議の場」で説明・対応いただくことを基本と考えています。
 - ・ ただし、「計画書」又は「報告書」について、自主的に県に提出があった場合は、その都度、県のホームページ等で公表していきます。

6 商業者に求める具体的な地域貢献策（具体例）

<基本的な考え方>

本ガイドラインで記述する地域貢献策の具体例は、商業者が行う取組として想定されるものをできるだけ多く例示したものです。商業者は、店舗の特徴（業態、取扱品目、営業時間など）や立地環境（中心市街地か、郊外部か）、組織体制（従業員数など）等を勘案して、できることを選択して取り組んでください。

例示された全ての項目に対して実施を求めるものではありません。また、例示のない項目でも、自らの創意工夫により取り組むことを期待しています。

単なる地域貢献ではなく、地域で開催される各種会議への参加や組織への参画、地域の住民、各種団体等と連携・協働して活性化イベントを実施するなどの取組は、地域の活性化につながるものとして特に期待するところです。

§ 6 - 1 大規模小売店舗立地法に係る夜間の自動車騒音対策について

平成14年3月26日
経済政策課大型店室
(現 経営支援課商業振興班)

1 目的

大規模小売店舗の新設・変更については、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年6月30日通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）に基づき、①総合的な騒音の予測・評価及び②夜間において発生する騒音ごとの予測・評価を行い騒音対応案の妥当性を検討することとしている。

このうち、②夜間において発生する騒音ごとの予測・評価については、敷地境界において騒音レベルを評価することとしており、夜間において来客車輛等の来店があると、車輛は敷地境界を越えて店舗に入ることから敷地境界で評価基準を超過することとなる。

しかしながら、平成13年9月 経済産業省編「大規模小売店舗立地法についての質問及び回答集」によると、都道府県は基準値を超えたことのみをもって意見を述べるべきではなく、周辺環境への影響度合いや設置者による周辺環境への配慮等を勘案し、総合的に判断するべきものとされた。

そこで、夜間において店舗営業を行う設置者に対する自動車騒音対策の指導方針を定めることとした。

2 夜間営業に対する自動車騒音対策

設置者は、大規模小売店舗の夜間営業活動に伴い発生する自動車騒音について、騒音の防止に関する法令を遵守するとともに、地域の生活環境の悪化を防止するための必要な配慮を行うものとする。

(1) 駐車場の構造対策

- ① 駐車場の屋内化及びこれに伴う天井・壁の吸音処理
- ② 立体駐車場等におけるスロープの勾配及びスロープ壁面等に配慮した防音対策
- ③ 入出庫ゲートの低騒音化
- ④ 床面、排水蓋等による段差をなくすこと

(2) 駐車場の運用対策

- ① 出入口の限定
出入口を複数有する場合は、住宅地に近接した出入口の利用を制限する。
- ② 駐車区画の限定
駐車場内を走行する自動車騒音の低減ため、住宅地に近接した駐車区画の利用を制限する。

③ 表示板等の設置

表示板等により来店者等に対して、不必要なアイドリング、クラクション及び空ぶかし等の呼びかけを行う。

(3) 自動車から発生する騒音の予測・評価

指針に定める夜間において発生する騒音ごとの予測・評価において、自動車から発生する騒音レベルが評価基準を超過する場合にあっては、次の方法により予測・評価することができるものとする。

① 予測地点

原則として、店舗に近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地し又は立地可能な住居等の大規模小売店舗に面した敷地境界とする。

② 予測計算方法

騒音レベルの最大値とする。

③ 評価方法

設置者は、「夜間」に発生することが見込まれる自動車騒音が、アの評価基準を超えないように努めるものとするが、予測地点において道路交通騒音が支配的である場合はイにより評価することができる。

ア 騒音規制法における夜間の規制基準

騒音の予測場所において適用される騒音規制法における夜間の規制基準（予測場所において、騒音規制法に基づく地域の指定が行われていない場合には、大規模小売店舗の立地場所の周辺環境等を勘案し、県と協議の上、評価基準値を推定する。）

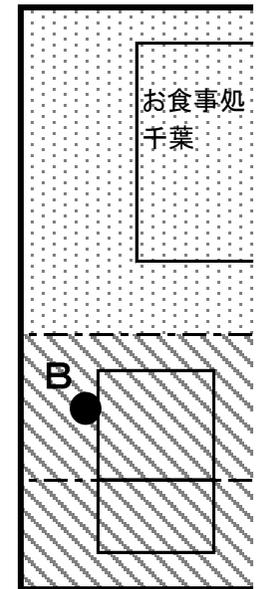
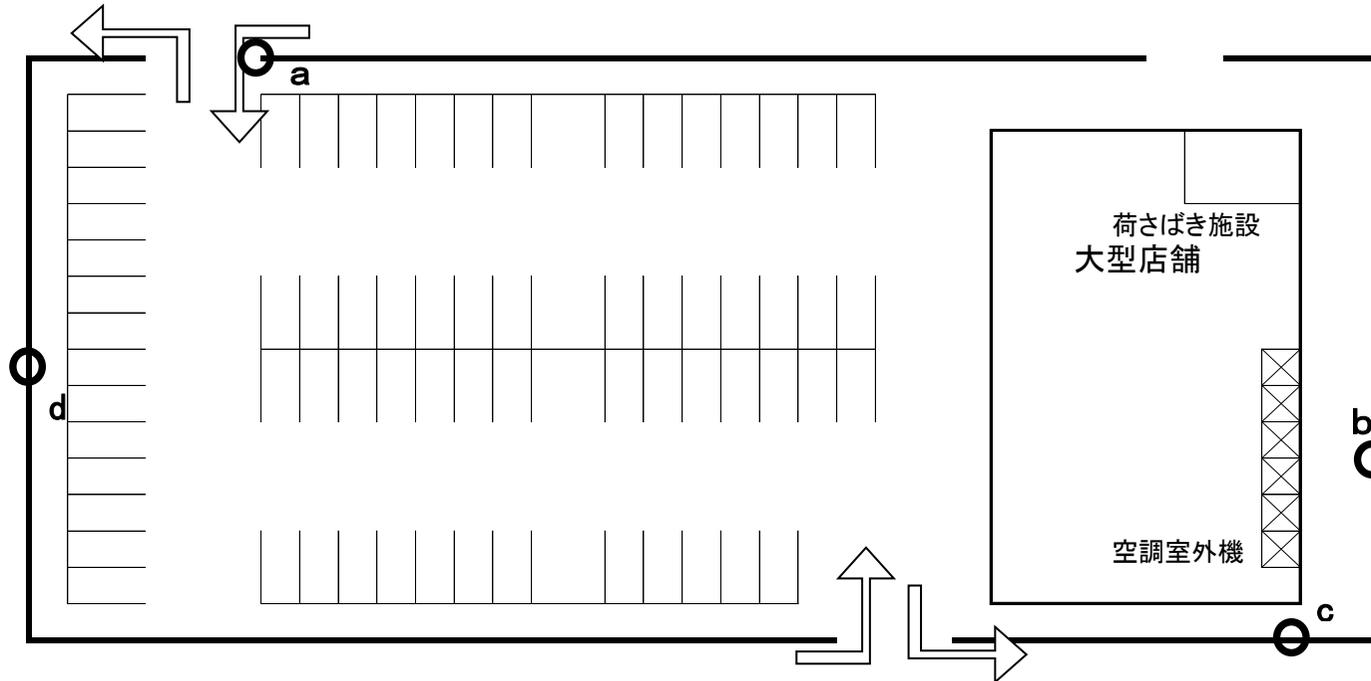
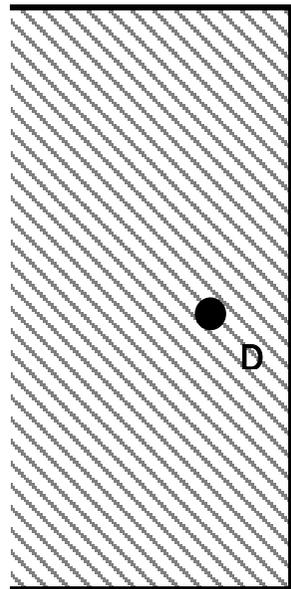
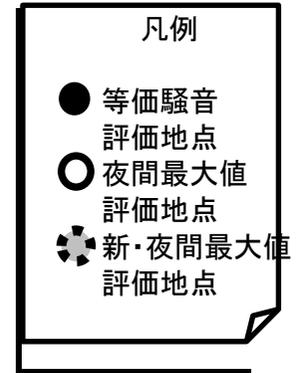
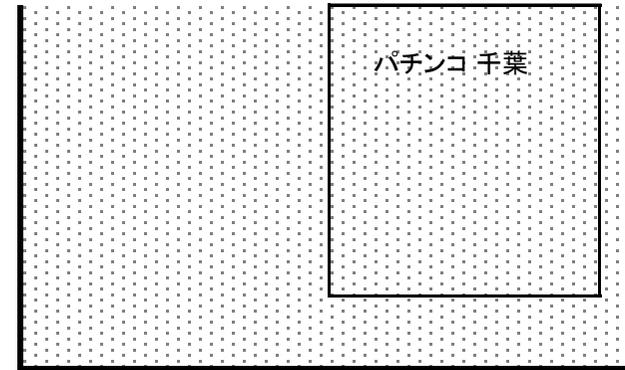
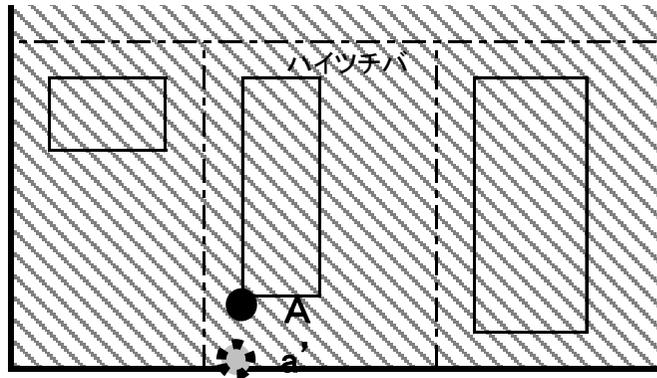
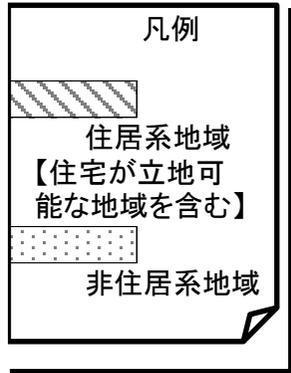
イ 現況の夜間における等価騒音レベル実測値

当該計画実施前の平均的な状況を呈する日における上記①の予測場所において実測した夜間の等価騒音レベル（ここにおいて、夜間とは午後10時を超えて来客車両が予測場所に近接した駐車場を利用できる時間帯とする。）

④ 測定方法

③のイに係る等価騒音レベルの測定については、騒音に係る環境基準の評価マニュアル II 地域評価編（道路に面する地域）平成12年4月環境庁によるものとする。

3 騒音予測地点概念図



§ 6-2 騒音規制法等の区分等と用途地域の対応

都市計画法の用途地域区分	騒音規制法の 区域の区分	騒音に係る環境基準 (一般地域)	備考
第1種低層住居専用地域	第1種区域 昼間：50 dB以下 朝夕：45 dB以下 夜間：40 dB以下 八千代市（昼間：45 dB以下 朝夕：40 dB以下）	A 類型 昼間：55 dB以下 夜間：45 dB以下	専ら住居の用に供される地域
第2種低層住居専用地域			
第1種中高層住居専用地域			
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域	第2種区域 昼間：55 dB以下 朝夕：50 dB以下 夜間：45 dB以下 八千代市（昼間：50 dB以下 朝夕：45 dB以下 夜間：40 dB以下）	B 類型 昼間：55 dB以下 夜間：45 dB以下	主として住居の用に供される地域
第2種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域	第3種区域 昼間：65 dB以下 朝夕：60 dB以下 夜間：50 dB以下 八千代市（昼間：60 dB以下 朝夕：55 dB以下）	C 類型 昼間：60 dB以下 夜間：50 dB以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
商業地域			
準工業地域			
第1特別地域			
工業地域	第4種区域 昼間：70 dB以下 朝夕：65 dB以下 夜間：60 dB以下	第2種区域 第3種区域	
第1特別地域			
第2特別地域			
工業専用地域	第3種区域	環境基準のあてはめなし	
第2特別地域			
その他の地域（無指定地域）	昼間：60 dB以下 朝夕：55 dB以下 夜間：50 dB以下	地元市町村環境保全（公害防止）条例による規制値	

注1 都市計画法の用途地域以外でも騒音規制法の規制区域となる場合があります。

2 学校、病院等に近接して立地する場合の規制基準は、上記と異なります。

備考

1 騒音規制法の時間区分

朝	午前6時から午前8時まで
昼間	午前8時から午後7時まで
夕	午後7時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

2 騒音に係る環境基準の時間区分

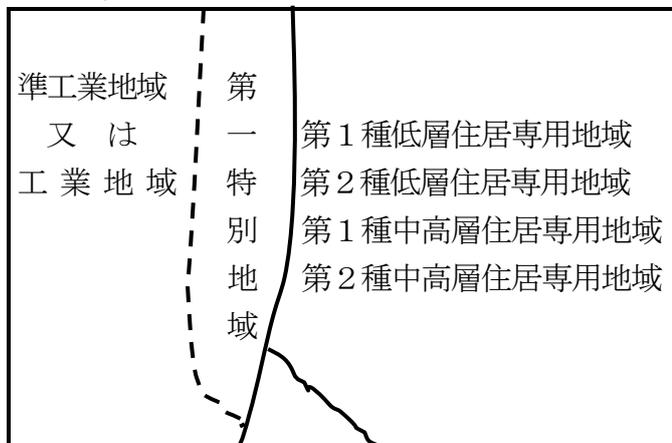
昼間	午前6時から午後10時まで
夜間	午後10時から翌日の午前6時まで

3 特別地域について

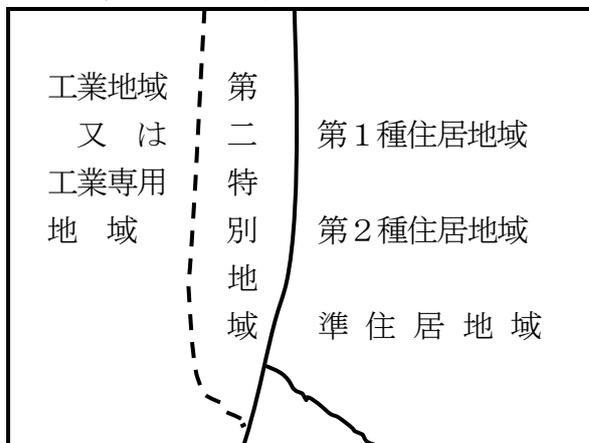
第1特別地域	準工業地域及び工業地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域の周囲50メートル（市川市にあっては、30メートル）以内の地域をいう。
第2特別地域	工業地域及び工業専用地域のうち、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域の周囲50メートル（市川市にあっては、30メートル）以内の地域をいう。

4 特別地域の概念図

(1) 第一特別地域



(2) 第二特別地域



§ 6-3 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準（千葉市を除く）

昭和49年8月20日
千葉県告示第684号

改正 昭和52年11月29日告示第 782号
平成22年 3月22日告示第 185号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和49年9月1日から施行し、その関係図面は千葉県環境生活部大気保全課並びに関係市役所及び町村役場において閲覧に供する。

この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であって、改正後の昭和49年千葉県告示第648号（以下「改正後の告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和49年千葉県告示第684号に規定する規制基準値未満となるものについては、改正後の告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

時間及び区域区分

時間区分 区域区分	昼 間 午前8時から 午後7時まで	朝・夕 午前6時から 午前8時まで 及び午後7時 から午後10時まで	夜 間 午後10時から 翌日の午前6 時まで
第1種区域	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
第2種区域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備 考

- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有する診療所、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における基準値は、表に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値を基準値とする。
- 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分は次の表のとおりとする。
以下 省略

（第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区分については、次のURLを参照ください。

千葉県法規集 http://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/chiba-ken/D1W_login.exe

第6編環境保全 第4章生活環境 第5節騒音)

＜大規模小売店舗立地法に関するお問い合わせ先＞

○千葉県内（千葉市を除くエリア）に所在する店舗について

千葉県 商工労働部 経営支援課（大型店担当）

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1（県庁本庁舎14階）

Tel. 043-223-2932 Fax. 043-227-4757

HP <http://www.pref.chiba.lg.jp/cate/ssk/shoukougyou/shoukou-shien/daikibo/index.html>

○千葉市に所在する店舗について

千葉市に所在する店舗については千葉市が担当しており、別途手引き等を作成しております。千葉市の店舗の手続については、下記へお問い合わせください。

千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課（大規模小売店舗立地法担当）

Tel. 043-245-5284